

[事案 29-28] 新契約無効請求

・平成 30 年 1 月 25 日 和解成立

<事案の概要>

いつでもお金を下ろせ、解約等をして損することなく、いつでも見直すことができると募集人から誤説明を受けたことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 12 月に契約した変額個人年金保険について、募集人からは、学資代わりになる保険で、いつでもお金を下ろせ、(保険)金額の変更や解約をして損することなく、いつでも見直すことができるとの誤った説明を受けた。また、設計書や契約時に渡されるという DVD なども受け取っていない。ついては、契約を無効にし、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、契約の提案・申込手続きにあたり、適切な説明および資料交付をしているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情を確認するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が契約内容を誤解して契約の申込みをしたとは認められないが、申立人の理解度に応じたより丁寧な説明が望ましかったこと、および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、裁定手続を終了した。